



京都府社会保険協会
のホームページ

アクセスはこちらから▶

<https://www.shaho-kyoto.or.jp>



年金相談所開設日程表

●京都南年金事務所

※両会場とも年金相談のみです。

郡市名	開設日	開設時間	開設場所	
木津川市	—	—	—	京都南年金事務所 電話予約 TEL 075-644-1165 【平日 8:30~17:15】
八幡市	4月17日(金)	10:00~15:00	八幡市文化センター	

●舞鶴年金事務所

※両会場とも年金相談のみです。

郡市名	開設日	開設時間	開設場所	
福知山市	4月2日(木) 5月7日(木)	10:15~15:45	福知山市役所	舞鶴年金事務所 電話予約 TEL 0773-76-5772 【平日 8:30~17:15】
京丹後市	4月23日(木) 5月28日(木)	10:30~15:45	峰山総合福祉センター	

年金相談所では、お待ちいただく時間を少なくするために「予約制」を実施させていただいております。

※予約なしでお越しいただいた場合、会場使用の関係上、相談をお受けできない場合がありますのでご了承ください。

予約方法

- 1 予約電話にご連絡ください。
(予約以外のご用件はお受けできませんのでご注意ください)
- 2 受付の際に、「基礎年金番号」「氏名」「住所」「電話番号」「相談内容」等についてお伺いします。(お手元に、「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」をご用意ください)

- 3 ご希望の「会場」「予約時間」をお伺いします。
(予約状況により、ご希望に添えないことがありますのでご了承ください)

※相談当日は、予約時間の「5分前」までに越してください。
※当日、ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

INDEX

日本年金機構からのお知らせ

- 年金の減額を意識せずより多くの収入を得られるようになります! 2
- 事業主の皆さまへ 子ども・子育て支援金制度の創設について 3

京都府社会保険協会からのお知らせ

- 福知山温泉 養老の湯 割引利用券のご案内 4
- ナガシマスパーランド 優待利用のご案内 4

協会けんぽ京都支部からのお知らせ

- 京都支部令和8年度 保険料率のお知らせ 6
- 令和8年度から健診補助が変わります! 7
- 協会けんぽへのお手続きは「電子申請」で! 8

働きながら年金を受給する皆さま
在職老齢年金制度が改正されます

2026年4月
スタート



年金の減額を意識せず
より多くの収入を得られるようになります！

働く方の年金が減額^{※1}になる基準額^{※2}が変わります

2026年3月まで
51万円/月

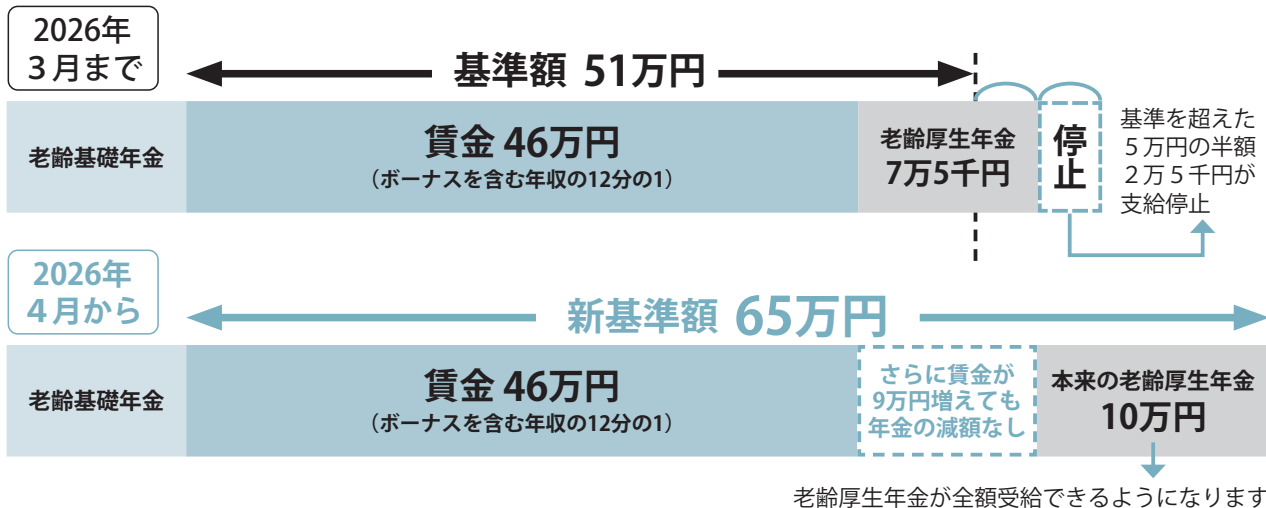


2026年4月から
65万円/月

※1 老齢基礎年金は減額されません。

※2 基準額とは賃金と老齢厚生年金を合わせた金額です。上記の金額は毎年度、賃金の変動に応じて改定されます。

例 賃金月46万円、老齢厚生年金の受給額が月10万円の場合のイメージ



65万円を超えても、実際に支給される年金額と賃金の合計額はなだらかに増加する仕組みであり、手取り収入が減少することはありません。

厚生労働省
在職老齢年金制度
の見直しについて



厚生労働省
在職老齢年金制度
の見直しについて
(YouTube)



在職老齢年金制度とは

在職老齢年金とは、働きながら年金を受給する高齢者について、一定額以上の報酬のある方は年金制度を支える側に回っていただくという考え方にに基づき、年金の支給額を調整する仕組みです。

- 年金のうち、調整の対象となるのは「老齢厚生年金」のみです。
- 支給停止される額の計算は、月額単位で行います。
- 基準額を超過した場合に調整（支給停止）されるのは年金です（給与には影響ありません）。

今回の見直しの趣旨は？

令和7年年金制度改革法に基づき、令和8年4月から、年金が減額になる基準額（賃金と老齢厚生年金の合計）が月51万円から65万円に引き上げられます。

平均寿命・健康寿命が延びる中で、働き続けることを希望する高齢者の方の活躍を後押しし、より働きやすい仕組みとすることが、今回の見直しの趣旨です。

※基準額は毎年度、賃金の変動に応じて改定されます。



在職老齢年金制度が改正されます

日本年金機構のウェブサイトやパンフレットでは、在職老齢年金制度の説明や詳しい年金の計算方法をご説明しています。



年金額試算をしたい（ねんきんネット）

ねんきんネットでは今後の働き方や、老齢年金を受け取る年齢など、詳細な試算条件を設定して試算できます。

※現時点では51万円の基準額で試算が可能であり、65万円の基準額で試算が可能となるのは、令和8年4月以降となります。



年金のご相談（電話・窓口）

電話（コールセンター）または、全国の年金事務所や街角の年金相談センターの窓口等で受け付けています。



事業主の皆さまへ

ご案内

子ども・子育て支援金制度の創設について

1. 目的・主旨

「子ども・子育て支援金」は、少子化・人口減少が危機的な状況にある中で策定された「加速化プラン」の財源の一部であり、子育て世帯に対する大きな給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。少子化の傾向を改善することは、我が国の経済・社会システムの維持や労働力確保、国民皆保険の維持にもつながるため、高齢者や企業の皆さまを含む全世代・全経済主体から医療保険料と併せて支援金を拠出いただくこととされています。

※子ども・子育て支援については、従来より事業主のみが負担する「子ども・子育て拠出金」がありますが、「子ども・子育て支援金」は事業主のみでなく被保険者本人からも拠出いただく制度となっています。

2. 開始時期

令和8年4月分の保険料（令和8年6月1日納期限）より、健康保険料と併せて拠出していただきます（労使折半）。

3. 支援金額等

支援金額（月額）は、標準報酬月額（賞与額）×支援金率（令和8年度0.23%）となるため、被保険者の標準報酬月額（賞与額）により決定されます。全国健康保険協会管掌事業所へ送付する納入告知書においては、子ども・子育て支援金は健康保険料に合算して記載しています。

※詳しくは、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度について」もご参照ください。

納入告知書 納付書・領収証書

健康保険料に子ども・子育て支援金を合算して記載しています。

年度	賞与特例区分	標準報酬月額	取組番号	厚生労働省年金
令和8年				
標準報酬月額	賞与額	健康保険料	子ども・子育て支援金	合計
事業所管理記号	事業所番号	うち証券受領	証券受領	合 計 額
00500			全 部	
納付場所 日本銀行本店、支店、代埋店、納入代理店又は日本年金機構				厚生労働省所管年金特別会社
年金事務所				上記の合計額を納付しました。
照会内容 照会内容に記載された場合は、照会内容の補正をお願いします。 照会内容 照会内容に記載された場合は、照会内容の補正をお願いします。 照会内容 照会内容に記載された場合は、照会内容の補正をお願いします。				（領収日付等）
納入責任者 厚生労働省年金局事業管理課長				（納付者印）

京都府社会保険協会からのお知らせ

福知山温泉 養老の湯 割引利用券のご案内

福知山市字長田小字宿 81-33 Tel 0773-27-6000



被保険者とそのご家族の皆様を対象として、福知山温泉の割引利用券を発行します。
ご希望の方は、割引利用券申込書に必要事項を記入し、FAXまたはメール（協会ホームページ「お問合せ」から）
で京都府社会保険協会へお送りください。※対象は、令和8年度の協会費を納入いただいた会員事業所様となります。

	通常料金	会員優待料金	営業時間・休館日	有効期間
日帰り温泉	大人（中学生以上） 900円	600円	10:00～22:00 年中無休	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日
	小人（小学生以下） 450円	150円		
	幼児（2歳未満） 無料	無料		

※ご利用の際は、受付で「割引利用券」と併せて、利用料金をお支払いください。
※割引利用券をご希望される方は、下記申込書をFAXまたはメールでお送りください。

割引利用券 上限枚数	事業所の被保険者数 枚数	1～9	10～19	20～49	50～99	100～199	200～299	300～499	500～999	1,000～1,499	1,500～1,999	2,000以上
		7	10	15	20	30	40	50	60	70	90	100

福知山温泉養老の湯 割引利用券申込書

会員番号												
事業所名称												
事業所所在地	〒											TEL
申込者氏名											申込枚数	枚
連絡先ご住所 (割引利用券送付先)	〒											TEL

ナガシマスパーランド 優待利用のご案内

三重県桑名市長島町浦安333番地 Tel 0594-45-1111



令和8年度社会保険協会費を納入いただいた事業所の被保険者とそのご家族様にクーポンコードによる助成を行います。

契約期間	令和9年2月28日まで			
利用料金		パスポート券 (ナガシマスパーランド入場 & のりもの乗り放題)	ジャンボ海水プール入場券 (ナガシマスパーランド入場 + ジャンボ海水プール入場)	ワイドパスポート券 (ナガシマスパーランド入場 & のりもの乗り放題 + ジャンボ海水プール入場)
	大人（中学生以上）	5,000円 (通常6,000円)	4,000円 (通常4,800円)	7,100円 (通常8,000円)
	小人（小学生以下）	3,600円 (通常4,500円)	2,600円 (通常3,300円)	5,100円 (通常5,900円)
	幼児（2歳以上）	2,100円 (通常2,800円)	1,500円 (通常2,000円)	3,100円 (通常3,600円)
申込枚数	<ul style="list-style-type: none"> ・スパーランド休園日：令和8年6月22日（月）～6月26日（金）・6月30日（火）～7月2日（木） 令和9年1月12日（火）～1月14日（木）・1月25日（月）～1月29日（金） ・ジャンボ海水プールの開設期間：令和8年7月11日（土）～9月28日（月）の80日間 ・詳細は、ナガシマスパーランドホームページで事前に確認ください。 			
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所単位で最大10枚までとさせていただきます。 ・申込枚数が、1,000枚に達した場合は、受付を終了させていただきます。（当協会HPでお知らせします。） ・協会ホームページ会員専用ページから、専用サイトURLとクーポンコードを確認し電子チケットを購入してください。 ・会員専用ページのユーザー名・パスワードがわからない場合は、下記の申込書をメール（当協会HPの「お問合せ」から）または、FAXでお送りください。 ・60日先（最終は令和9年2月28日）までの購入が可能です。 ・支払方法は、クレジットカード（VISA・Master・JCB・Diners等）・PayPay・ペイディのみとなります。 ・キャンセルされる場合、当日の23時59分までであれば返金されます。 			

会員専用ページのユーザー名・パスワード申込書

会員番号	※社会保険きょうと送付時の宛名ラベルに記載されている6桁の番号です。		
事業所名称			
事業所所在地	〒 (TEL)		
申込者氏名			
ユーザー名・PW 送付先	メールアドレス		
	FAX番号		

※各申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営及びそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券のご案内



東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券

東京ディズニーランド®/東京ディズニーシー®のパークチケットの購入時にご利用いただける利用券です。

- 【対象者】令和8年度協会費を納入いただいた会員事業所様の被保険者及び被扶養者
- 【利用期間】令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 【補助金額】1,000円
- 【利用方法】パークチケット購入時にご利用いただけます。
- 【申込方法】申込書は、協会ホームページから取得し、FAXまたはメール(お問合せから)でお申込みください。申込書・詳細については〈協会ホームページ⇒事業の内容⇒福利厚生事業⇒割引契約施設⇒東京ディズニーリゾート〉をご覧ください。
- 【提出先】一般財団法人 京都府社会保険協会 TEL 075-251-1190 FAX 075-251-1194

詳しくはこちら



公式東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム 検索

お問い合わせはこちら

<https://www.tokyodisneyresort.jp/info.html>



※写真・イラストはイメージです。 © Disney © Disney/Pixar

ニフレル入館料金改定のお知らせ

- ・「ニフレル」の入館料金が、令和8年3月18日(水)から改定されたことにもない、幹旋料金を変更させていただきます。
- ・申込書は協会ホームページから取得してください。〈協会ホームページ⇒事業の内容⇒福利厚生事業⇒割引契約施設⇒ニフレル〉

	変更前	変更後	申込締切日	優待券送付月	有効期間
大人(高校生・16歳以上)	1,400円(通常2,200円)	1,600円(通常2,400円)	①令和8年6月末日 ②令和8年10月末日	①令和8年7月下旬 ②令和8年11月下旬	①8月～1月末日 ②12月～5月末日
小・中学生	600円(通常1,100円)	700円(通常1,200円)			
幼児(3歳以上)	200円(通常650円)	250円(通常700円)			

生駒山上遊園地 フリーパス券優待利用のご案内

朝ドラ「舞いあがれ!」でロケ地にもなった、奈良に残るレトロな遊園地「生駒山上遊園地」。眼下に広がる大阪平野を北から南まで一望できます。空・海・山・街が一体となった眺めは圧巻です!



区分	一般料金	会員優待料金	◎入園料は無料!
おとな(中学生以上)	4,200円	4,000円	◎施設利用会員証の提示で、5名様まで有効です。
こども(小学生)	4,000円	3,800円	◎他の割引券との併用はできません。
幼児(2才～未就学児)	3,000円	割引なし	◎フリーパス券利用除外日・営業日については、生駒山上遊園地ホームページでご確認ください。

施設利用会員証の利用方法

- ◆WEB版 施設利用会員証(みず色)：当協会ホームページの会員専用ページ内の「施設利用会員証(WEB版)」にアクセスし、取得してください。
 - ◆紙版 施設利用会員証(うす紫色)：当協会ホームページの「施設利用会員証(紙カード)申込書」をダウンロードして、FAXまたはメール(当協会HPの「お問合せ」から)でお申込みください。
※紙版のみず色の施設利用会員証の有効期限は、2026年3月31日です。
- ※施設利用会員証の発行等については、協会ホームページ(事業の内容⇒福利厚生事業⇒施設利用会員証の発行)をご確認ください。

協会けんぽ京都支部からのお知らせ

京都支部令和8年度 保険料率のお知らせ

令和8年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、令和8年3月分（4月納付分）からの適用となります。また、令和8年4月分（5月納付分）より子ども・子育て支援金制度が始まりますので併せてお知らせします。

健康保険料率（京都支部）

10.03%

令和8年2月分（3月納付分）まで



0.14%引き下げ

9.89%

令和8年3月分（4月納付分）から

介護保険料率（全国一律）

1.59%

令和8年2月分（3月納付分）まで

➔ **1.62%**

令和8年3月分（4月納付分）から

0.03%引き上げ

子ども・子育て支援金率（全国一律）

0.23%

令和8年4月分（5月納付分）から

令和8年4月開始

詳しくは子ども家庭庁ホームページをご覧ください。



※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率と子ども・子育て支援金率に介護保険料率が加わります。
※「子ども・子育て支援金」は事業主が負担する「子ども・子育て拠出金」とは別に、被保険者の皆さまにもご負担いただく制度です。

健康保険料率の内訳

健康保険料率（9.89%）のうち、6.65%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.24%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

● 保険料率の仕組み ●

保険料率は、都道府県ごとに毎年改定されており、都道府県支部ごとの医療費水準等に基づき決定しています。

1分でかんたん！ あなたの保険料額をチェック

加入支部と標準報酬月額を選ぶだけ！
あなたの保険料額がわかります。

こちらの
保険料率サイトでチェック▶



あなたの保険料をチェック

加入支部②
都道府県支部を選択する

標準報酬月額③
給与等の報酬月額を選択する

保険料を見る

あなたが加入している
都道府県支部の保険料率は

? %

都道府県支部ごとの
令和8年度保険料額表はこちら ▶



令和8年度から健診補助が変わります！

従業員の健康は、会社の力！！

協会けんぽの健診を活用して、未来の安心につなげてください。

最高25,000円の補助！



人間ドック健診が補助対象になります！

より充実した健診がお得に受けられるようになります。

対象：35歳以上の被保険者



若年層向けの健診補助が新しく始まります！

「まだ若いから大丈夫」と思いがちですが、
早めのチェックが大切です。

対象：20歳、25歳、30歳になる年の被保険者



若い世代に
健康への関心や
機会が広がる！



生活習慣病予防健診のオプション検査に 骨粗しょう症検診が追加！（女性のみ）

骨の健康は将来の生活の質に直結。
チェックして予防につなげましょう。

対象：40歳以上の偶数年齢になる年の被保険者（女性）



自覚症状がない
骨粗しょう症を
早期に発見！

＼安心してください／

これまでの生活習慣病予防健診の補助もご利用いただけます

健診を受けるメリット

- **生活習慣病の早期発見・予防につながります**
生活習慣病は自覚症状がなくても進行しますが、未然に防ぐことができます。
- **健康習慣づくりのきっかけに**
健診を受けることで健康意識が高まり生活習慣の改善につながります。
- **職場全体の活力アップに**
健康な従業員が増えることで、会社全体の生産性や活気も高まります。

健診について詳しくは協会けんぽHPをご覧ください⇒



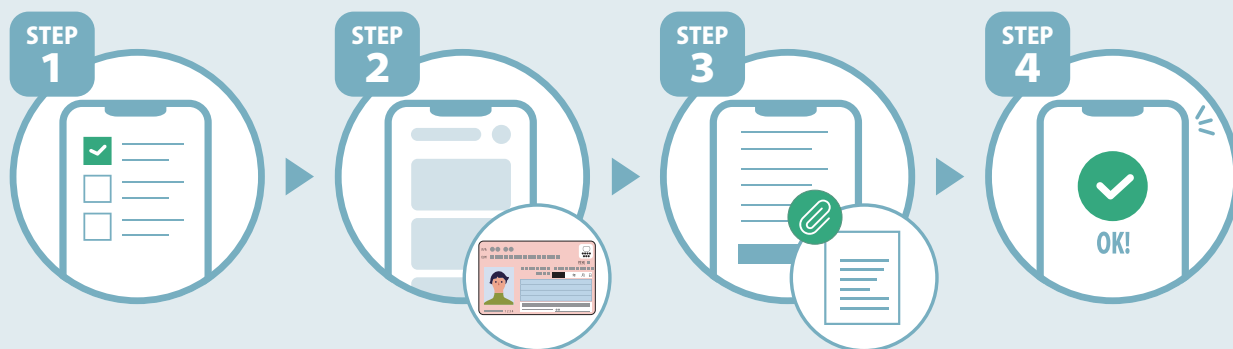
協会けんぽへのお手続きは「電子申請」で！

協会けんぽでは、令和8年1月13日から「電子申請」を開始しました。
 郵送することの手間・時間・費用をかけずに、オンラインで手続きができますので、ぜひ「電子申請」をご利用ください。

電子申請の対象となる申請書

- ・ 傷病手当金支給申請書
- ・ 出産手当金支給申請書
- ・ 出産育児一時金支給申請書
- ・ 高額療養費支給申請書
- ・ 特定健康診査受診券（セット券）申請書
- ・ 埋葬料（費）支給申請書
- ・ 療養費支給申請書（立替払等）
- ・ 療養費支給申請書（治療用装具）
- ・ 任意継続資格取得申出書
- ・ 特定保健指導利用券申請書
- 他

手続きの流れ



ウェブサイトまたは
アプリからログインして
申請したい申請書を選択

マイナンバーカードを
利用して協会けんぽの
資格情報を取得

入力フォーマットに
必要事項を入力し添付書類は
電子ファイルをアップロード

申請手続き完了です！

ご利用可能時間：平日8時～21時

詳しくはこちらを
ご確認ください▶



コミュニケーションロゴ・タグラインを制作しました

「もしも」と「いつも」に安心を。



協会けんぽは、加入者・事業主とのコミュニケーションを一層深めていく上での新たな「接点」として、左記の通り「コミュニケーションロゴ」及び「タグライン」を制作しました。

ホームページやSNS、広報紙、イベントなどの各種広報において使用します。詳しくは協会けんぽホームページをご覧ください。



電子申請について【☎ 075-256-8630】